



内閣府

令和 7 年 10 月 31 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

輸送の安全確保に関する命令の発出について

令和 7 年 10 月 31 日、内航一般不定期航路事業者に対し、輸送の安全確保に関する命令を発出したのでお知らせ致します。

記

1. 発出年月日

令和 7 年 10 月 31 日 (金)

2. 事業者の名称及び住所

名称：株式会社飯田産業（シーウッドホテル）

住所：沖縄県宮古島市下地字来間484番地7

3. 違反の概要

令和 7 年 8 月 1 日に、不定期航路事業（来間港～ユニの浜航路）で運航する旅客船「Milky Way（推進器 Southern Cross）」が、来間島沖付近を航行中、転覆した事故を端緒に、海上運送法第 25 条第 1 項に基づく監査を実施したところ、運航の可否判断、安全教育の未実施等、同社が定める安全管理規程を遵守していない違反事実が確認された。

4. 警告の内容

- (1) 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第55条に基づき、輸送の安全に係る情報をインターネット等適切な方法により公表すること。
- (2) 経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底すること等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。
- (3) 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- (4) 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
- (5) 船長は、安全管理規程第24条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置等について、適切にその実施を図ること。
- (6) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規定第44条、第45条、第48条及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに非常連絡表記載の運輸局等に連絡すること。
- (7) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理補助者、乗組員等、安全管理に従事する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図ること。
- (8) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、年1回以上、事故を想定した実践的な訓練を計画し実施すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該警告により付された違反点数 22点

当該事業者に付された累積違反点数 22点

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 普天間・比嘉

TEL:098-866-1839 FAX:098-860-2236